

第6次行政改革推進計画に基づく平成28年度の取組について

1. 取組概要

第6次行政改革推進計画は、人口減少社会を迎える中で「持続可能なまちづくりのための行政経営の実現」を目標とした計画であり、平成28年度からの5ヵ年計画となっている。その目標を達成するための方策を3つの柱として定め、それぞれに応じた取り組みを行うこととしており、平成28年度においては下記内容にて取組を行う。

【行革計画の「3つの柱」とそれに応じた平成28年度の取組】

| | |
|---|---|
| <p>I 行政評価による事務事業の大胆な見直し</p> | <ul style="list-style-type: none"> 平成24～26年度評価事業より評価対象事業の洗い出し、年次計画による事務事業評価の実施、評価結果の進捗管理の実施。 公有財産の実態調査(土地・建物の賃貸借等の状況) |
| <p>II 民間活力の活用 (PPPの推進)</p> | <p>指定管理制度適用施設の検証と次期更新に向けた見直し検証。</p> |
| <p>III 公共施設の有効活用 (公共施設マネジメント)</p> | <p>公共施設の統廃合、施設の除却などの検討。 公共施設マネジメント実施計画(第1次)素案の検証。</p> |

※各々の詳細については、3. 取組の方向性に掲載。(3ページ)

2. 推進体制

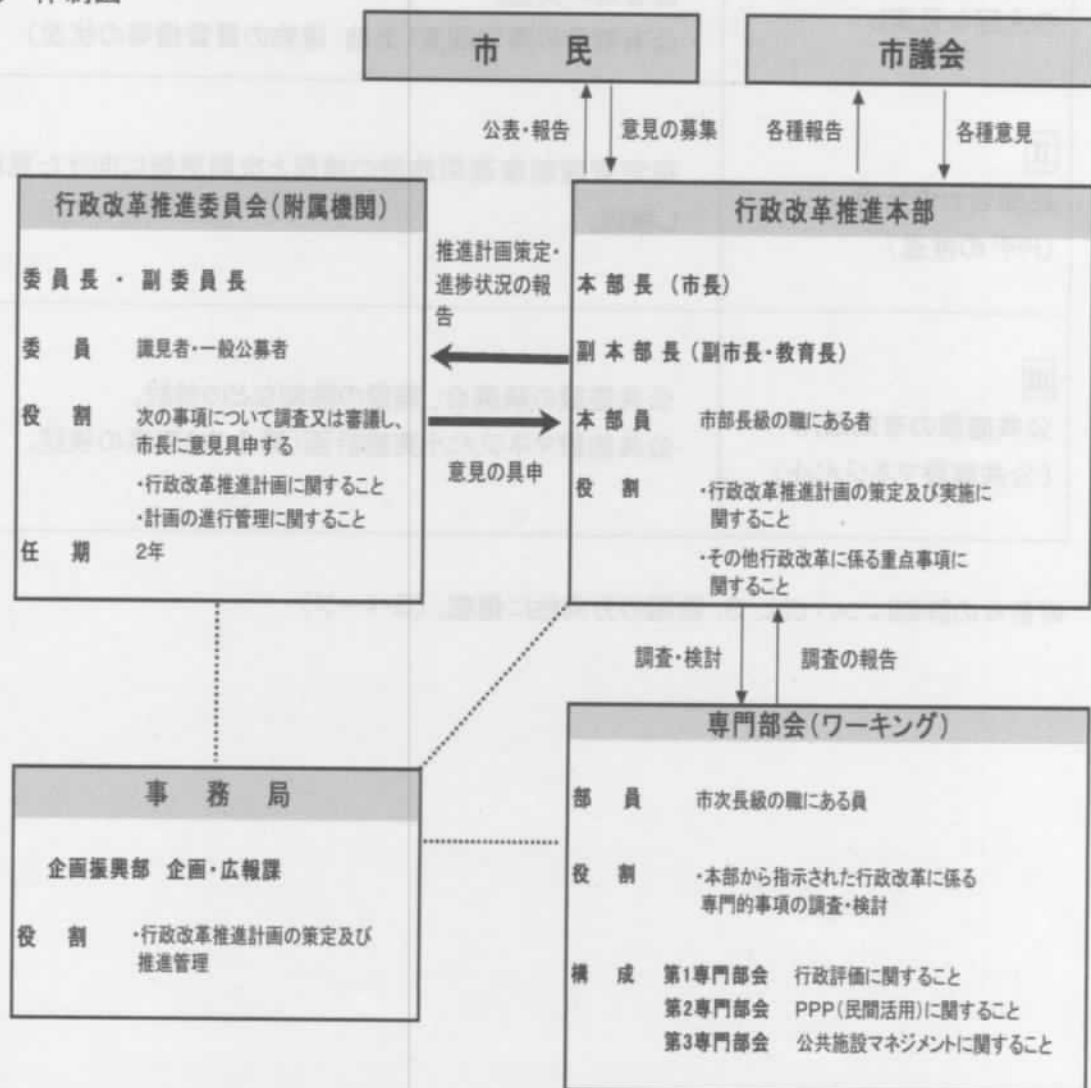
(1) 庁内組織である行政改革推進本部を司令塔とし、市民や有識者で構成する行政改革推進委員会での審議を行う。

(2) 行政改革推進本部の下に原則次長職で組織する行政改革専門部会(※)を組織し、6月に立ち上げるとともに、月1～2回程度の会議を開催しながら、「3つの柱」に応じた専門部会(行政評価/PPP/公共施設マネジメント)にて各々の取組みについて検討を行う。

※ PPPに関する部会には、指定管理制度の所管課である契約課長・主査も含めることとする。

(3) 事務局には、公共施設マネジメント実施計画策定担当である総務部財務室財政課担当も加える。

◇ 体制図



3. 取組の方向性

I 行政評価

平成24・25年度(※) 及び平成26年度に評価を実施した事務事業を対象とし、改善状況の確認(見直しが進んでいない事業)及び評価の検証・洗い出しを行った上で、行政評価の対象とすべきものか検討する。

選定した評価対象事業については、年次計画を検討し、本部での審議・承認の後に1次評価(所管課)及び2次評価(専門部会)を実施するものとする。

また、専門部会においては従来の事務事業評価とは別に、公有財産の実態調査として、土地・建物の賃貸借等状況について現状把握をしたうえで今後の検証課題について整理し、他の部門との調整を図るものとする。

※平成24・25年度

この2カ年については、PDCAサイクルのC(チェック:評価)までの実施で終わらせており、その後、業務管理工程表で進捗管理を行っている経緯がある。

これらの事業について、進捗状況管理に区切りをつけるため、改善状況の精査を行うものとする。

II PPPの推進

PPPに関しては、「恵庭市PPPに関する基本方針」(以下基本方針)を平成28年3月に策定したばかりであり、まずは、この基本方針をどのように実行していくか検討が必要となり、様々な課題に整理をつける必要がある。

平成28年度においては、既に指定管理を実施している事業について、そのほとんどが平成31年度更新対象(※)であることから、まずはこの既存指定管理事業の実績を基に考え方・手法の見直しについて検討する。

※平成28年4月1日現在の指定管理事業実施件数13件。うち、平成31年度更新予定11件。

III 公共施設マネジメント

公共施設マネジメントについては、平成27年度においてマネジメントに係る「公共施設等総合管理計画」を策定している。計画においては、基本的なスタンスを定める「基本方針編」と基本方針を受けたマネジメントの進め方を定める「基本計画編」の構成となっている。

平成28年度においては総務部財務室財政課による第1次実施計画(概ね10年間)の策定にあたり、その内容について検証する。

4. 実施工程

| 平成28年度行政改革実施方針 工程表 | | 行政評価 | PPP | 公共施設マネジメント |
|--------------------|---------|--|---|---|
| 5月 | 行革本部 | 平成28年度 実施方針決定 | | |
| | 事務局 | <ul style="list-style-type: none"> 平成24・25年度及び平成26年度評価実施事務事業について調査⇒今後の取組状況について調査 公有財産について情報収集 | <ul style="list-style-type: none"> 既存指定管理についての実績等調査 | <ul style="list-style-type: none"> 実施計画素案考察 |
| | 行革推進委員会 | 平成28年度 実施方針報告 | | |
| 6月 | 市議会 | 進捗状況報告 | | |
| 6～8月 月1～2回 | 専門部会 | (第1部会) <ul style="list-style-type: none"> 再評価対象とする事業検証 評価対象事業選定(年次計画) 対象事業(案)決定 公有財産の実態調査 | (第2部会) <ul style="list-style-type: none"> 既存指定管理施設の運用について問題検証 指定管理のあり方・手法の検討 | (第3部会) <ul style="list-style-type: none"> 実施計画素案策定についての課題検証 |
| | 行革本部 | 専門部会報告の審議・承認 | | |
| | 行革推進委員会 | 進捗報告 | | |
| 8月下旬 | 市議会 | 進捗状況報告 | | |
| 9～10月 | 事務局 | 1次評価の実施 ⇒対象所管に評価調査の提出要請 | 対象事業に係る取り扱い方針の検討 | 実施計画素案検証 |
| | 専門部会 | 2次評価の実施 | | |
| | 行革本部 | 専門部会報告の審議・承認 | | |
| 11月 | 行革推進委員会 | 意見の具申 | | |
| | 市議会 | 進捗状況報告 | | |
| 12月 | 行革本部 | 平成28年度 行政評価結果/PPP対象事業に係る取り扱い方針/公共施設マネ実施計画素案 決定 | | |

5. 次年度以降の方向性

第6次行革計画は5ヶ年間の計画であることから、次年度以降についてもその取り組みの方向性について明確にする必要がある。次年度の取り組みの方向性について、年明けにも検討を行うこととする。

まちづくり拠点整備について

1. 事業概要 別添資料（恵庭市まちづくり拠点整備事業の概要）

<緑と語らいの広場事業概要>

1. 事業の目的

恵庭市では、第5期恵庭市総合計画、恵庭市総合戦略、恵庭市都市計画マスタープラン等においてコンパクトなまちづくり、賑わいのあるまちづくり、公共機能集約による複合化等が求められている。

そこで恵庭駅周辺にある当該市有地について、駅周辺における公共施設の集約と、民間施設誘致による賑わいの創出に向け、公共的機能と民間機能を集約した複合施設を整備することを目的とする。

2. 当該地区の概要

名 称：緑と語らいの広場

住 所：緑町2丁目87-2

面 積：7,674.76㎡

土地利用規制等：市街化区域、近隣商業地域（準防火地域）、第1種住居地域

現 況 地 目：宅地

所 有 者：恵庭市

3. 土地利用について

①複合施設建設地は、市民活動センター（旧まなび館）の用地うち、南側用地 7,674.76㎡とする。

②市民活動センター用地は、建物機能を複合施設へ移転し、将来に向けた利用の検討を行う。

4. 事業方式

恵庭市が所有する土地に民間事業者が建物を建設し運営管理を行う。

恵庭市は、建物の一部を賃借するリース方式で行う。

5. 施設整備・公共機能の集約について

- ①複合施設建物の面積は、建築基準法上 3,000 m²を最大とする。(店舗等の床面積上限)
- ②複合施設は民間事業者が建設する
- ③複合施設に集約する対象公共機能は、・児童館、学童(恵庭地区) ・保健センター(移転可能性検討) ・市民活動センター(市民活動センター、図書の一部等)のほか、駅周辺公共機能とする。
・その他(町内会会館機能、子育て支援機能等)
- ④複合施設に集約する公共床面積は、最小限の面積とし、共用スペース・多目的ホール等の分割利用可能な設備を備えることで、最小面積とする。原則、事務以外の専用スペースは設けないこととする。
- ⑤最終的な集約すべき公共機能は、土地賃借料、建物賃借料の相関関係から、それに見合う公共機能面積を決定する。

6. 年次工程の考え方(想定案)

平成 28 年 9 月頃までに、事業者をプロポーサルにより選定し、土地賃借借契約を締結する。

土地賃借借契約締結後、事業者により施設の設計・整備を行い、平成 29 年度に民間部分の供用を開始するなど民間事業者との提案・協議において進める。

7. 検討委員会の進め方

(1) 業務

- ①恵庭地区まちづくり市民委員会提言、大学研究室提言等をもとに、誘導すべき民間整備機能の方向性提言、それをもとにした事業者選定基準の作成、事業者選定委員も兼ねるものとする。
- ②まちづくり拠点整備推進室が提案する集約複合化機能の検証
- ③継続的・安定的運営のための方針検証

(2) 期間

- ①6月上旬から9月上旬(最長かつ最遅スケジュール) 4~5回

(3) 会議の進め方

- ①恵庭地区まちづくり市民委員会提言と大学研究室提言書、恵庭駅通りや全国の最近のまちづくり事業などの現状、課題、参考事例から今後の必要機能等の検討
- ②上記①からみた「市民活動センター横」での民間複合機能の方向性、あるべき姿の想定・設定、これらを踏まえた事業者選定基準の作成と事業者選定
- ③選定事業者の継続的・安定的運営の可否を検証

まちづくり拠点整備について

【6/15 常任委員会資料】

恵庭市まちづくり拠点整備事業の概要(案)

●花のヴィレッジ

オープンガーデン住宅地整備検討
(花の拠点隣接地宅地)



<花のヴィレッジ>

南島松
新住宅団地開発検討
3~4ha
<市街北区域拡大>

<花の拠点整備>
3.5ha
(現保通セ
ンター)

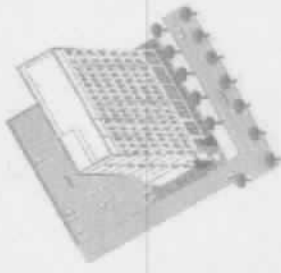
現通の駅

<事業概要>

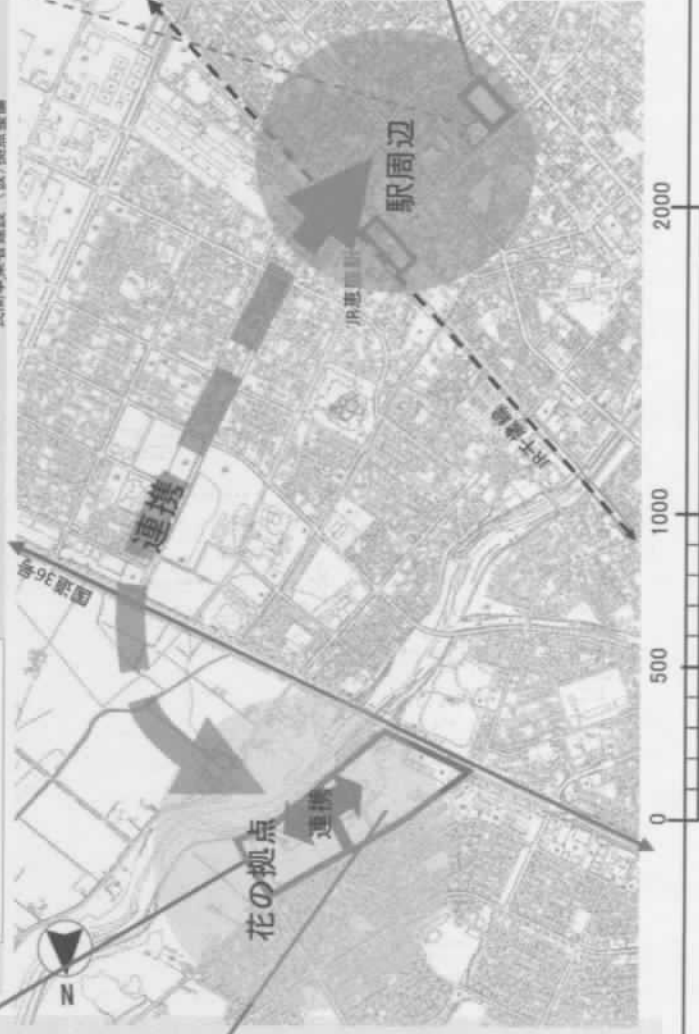


●駅周辺の賑わいづくり

民間施設誘致による駅周辺の賑わいづくりイメージ



「緑と語らいの広場」現況



花の拠点整備
(道の駅の拡張)



現保通センター(※)の転用(改修)による、ガーデンセンター整備など

※移転可能性検討